

説明資料

【議事①】

大津町国民健康保険の概要について

大津町役場 健康福祉部 健康保険課

■国民健康保険事業の運営に関する協議会

国民健康保険法（第11条）において、都道府県と市町村にそれぞれ設置するよう規定されています。

市町村の国保運営協議会は、保険給付、保険料の徴収その他の市町村が処理する事務に係る重要事項について、関係者により審議を行う場として設置されるものです。

委員については、保険医等の代表（必須）、公益代表（必須）、被用者保険の代表（任意）の三者により構成することになっています。

■ 公的医療保険の種類

① 被用者保険 (職域保険)

- ・協会けんぽ (主に中小企業)
- ・健康保険組合 (主に大企業)
- ・共済組合 (公務員等)

② 後期高齢者医療保険 (75歳以上)

③ 国民健康保険 (自営業・農業・非正規雇用者他)

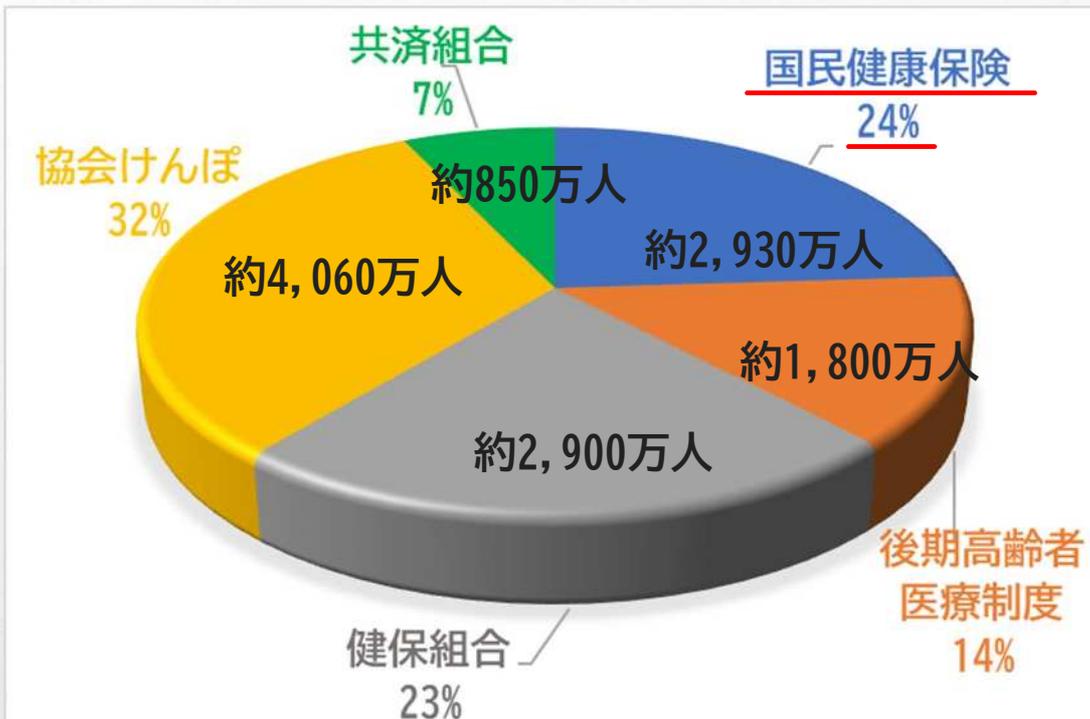
※日本では、生活保護の方以外の全ての国民が公的医療保険への加入を義務付けられています。

(①②の加入者以外は全て③に加入)



国民皆保険制度

■ 公的医療保険の加入割合



■医療費の自己負担割合（原則3割）

対 象		自己負担割合
義務教育就学前		2割
義務教育就学後～ 70歳未満		3割
70歳以上～ 75歳未満	一般、 低所得者Ⅰ・Ⅱ	2割
	現役並所得者 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	3割

※医療費の自己負担額が限度額を超えた分は、「高額療養費」が支給されます（年齢や所得区分により限度額が異なります）。

■国民健康保険税について

国保税は、国保を運営するうえで、大変重要な財源です。以下の①～③の合算により賦課されます。

①医療給付費分（全ての被保険者）

医療給付費に充てられる分

②後期高齢者支援金分（全ての被保険者）

後期高齢者医療制度（75歳以上）の支援分

③介護納付金分（40歳以上65歳未満の被保険者のみ）

介護保険の第2号被保険者の介護保険料分

■国民健康保険税の算定方法（令和4年度）

加入者の前年の所得と加入人数等を基礎に世帯単位で計算し、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算したものが世帯の国保税額となります。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳)
所得割	8.00%	2.50%	1.70%
均等割 (加入者数×右記額)	27,100円	7,000円	9,100円
平等割 (1世帯当たり右記額)	25,000円	6,500円	6,400円
賦課限度額 (合計102万円)	65万円	20万円	17万円

■国民健康保険の運営主体

■都道府県単位化へ

市町村単位 ⇒ 都道府県単位へ（平成30年度から）

※県は財政運営の責任主体（運営全体の中心的役割）

保険料水準の統一・保険税率の見直し

- 熊本県では、市町村間で保険税水準・医療費水準にバラツキがあります（最大約2倍）。これらの標準化を図り、最終的には、「同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同じ保険料になる」ことを目指すこととしています。（令和12年度に完全統一）

■ 被保険者の職業等

全国の状況			大津町の状況	
	昭和36年	令和2年度	令和3年度	
被保険者数（年度末）	4,511万人	2,648万人	5,986人	
対総人口比	47.0%	21.0%	16.7%	
1世帯当たり被保険者数	4.2人	1.58人	1.60人	
前期高齢者加入率 （65歳以上）	4.8%	42.5%	43.4%	
世帯主の職業	農林水産業	44.7%	2.3%	4.4%
	自営業	24.2%	16.6%	11.6%
	被用者	13.9%	33.2%	40.6%
	無職者	9.4%	43.6%	35.4%
	その他	7.8%	4.3%	8.0%

■ 被保険者数の推移

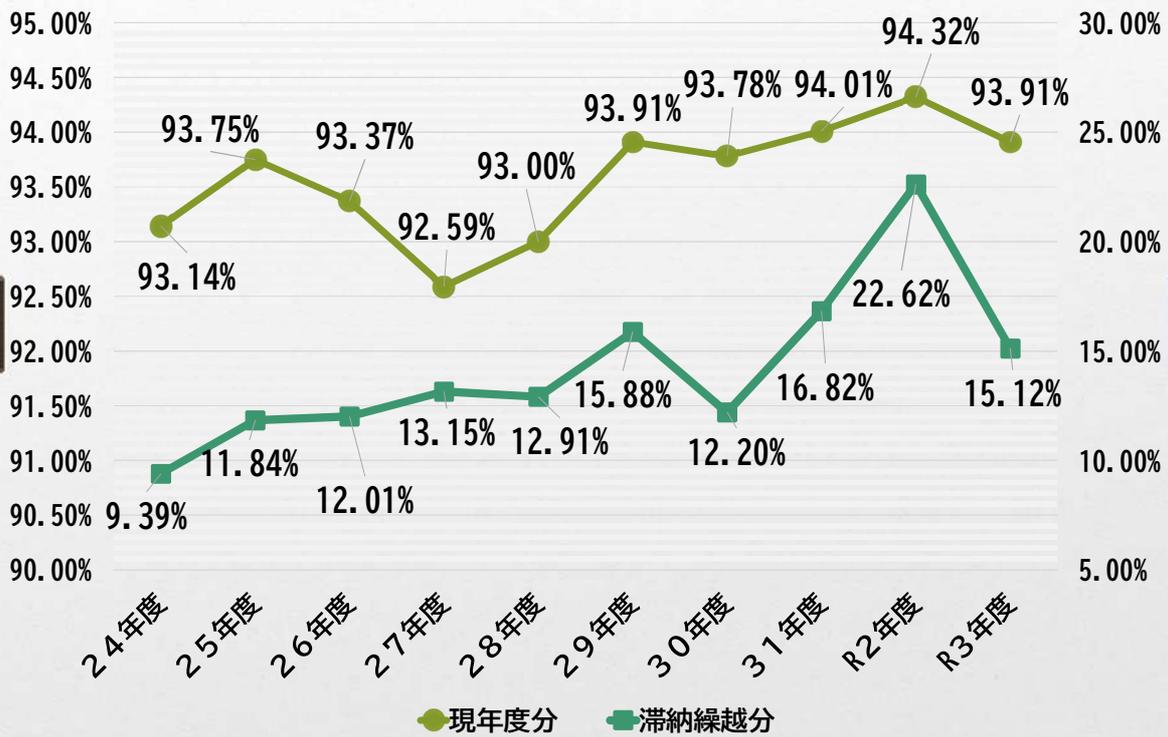
年 度	被保険者数 （年度末）	増 減	うち前期高齢者数 （65歳以上）	
			人数	割合
H29	6,302人	▲324人	2,411人	38.3%
H30	6,239人	▲63人	2,492人	39.9%
H31	6,112人	▲127人	2,515人	41.1%
R2	6,086人	▲26人	2,582人	42.4%
R3	5,986人	▲100人	2,597人	43.4%

被保険者数の推移（過去5年間）

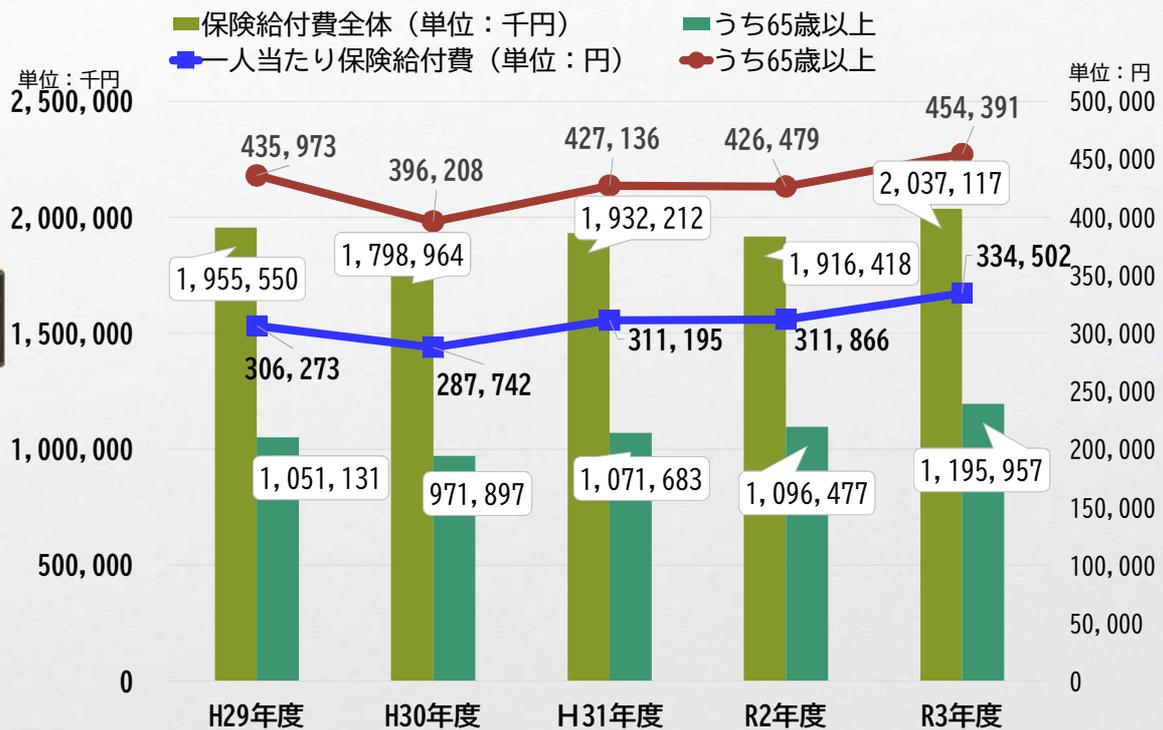


■ 被保険者数 ■ うち前期高齢者

■ 国保税収納率の推移



■ 国保保険給付費全体と一人当たり医療費



■国保事業費納付金の県内シェア（順位）

按分項目など	大津町の順位（45市町村中）
①医療費水準（低い順）	7位（低い）
②所得水準（高い順）	10位（高い）
③被保険者数（多い順）	16位（多い）
国保事業費納付金（多い順）	17位（多い）

【大津町の状況】

■医療費水準は低いが、所得水準と被保険者数のシェアが多いため、国保事業費納付金の県内でのシェアは、高い方の水準になっている。

⇒⇒ **医療費水準が低い市町村へ県からのインセンティブ有（令和3年度 約1,500万円）**

■熊本県の国民健康保険料（税）の動向

●保険料（税）水準統一の目的

被保険者の負担の公平性を確保し、国保財政の更なる安定化を図る

●熊本県における国保医療費等における課題

- 1 医療費水準（1人あたり医療費）の格差が大きいこと
 県内平均 422,045円（令和2年度） ※大津町 371,085円
 【格差】 **約1.8倍**（芦北町 585,618円 > 産山村 328,216円）
- 2 保険税の収納率の格差が大きいこと
 県内平均 93.89%（令和2年度） ※大津町 94.32%
 【格差】 **8.76%**（五木村 100% > 熊本市 91.24%）
- 3 各市町村の取り組み事業が統一されていない
 保健事業等の基準額の統一化、地方単独事業（こども医療費、重心医療など）、市町村事務の広域化、標準化、効率化

●保険料(税)水準の統一(令和12年度の完全統一に向けて)

●大津町国民健康保険税(現行)

	医療分	後期分	介護分 (40歳~64歳)
所得割	8.00%	2.50%	1.70%
均等割(一人当たり)	27,100円	7,000円	9,100円
平等割(世帯当たり)	25,000円	6,500円	6,400円
	3方式	3方式	3方式

●各算定方式の市町村数

3-3-2	3-3-3	4-3-2	4-4-4	
25	16	1	3	2方式(平等割除く)へ

R5年度までに統一

大津町
(菊池郡市
2市2町)

※4-3-2、4-4-4は
資産割導入町
(玉東、南関、苓北、芦北)

県内統一保険料(税)を目指すため、原則令和5年度までに
全市町村「3-3-2方式」に統一!

●保険料(税)水準の統一化に向けた令和4年度の計画(県)

①ロードマップに基づく課題検討

- ・ 保険料水準の統一時期等(県全体または二次医療圏毎)
- ・ 改定周期(2~3年に1回、毎年等)

②保険料水準を統一した場合の試算等

- ・ 統一した場合の試算を行い、モデル世帯税額調査を実施

③市町村担当者向け勉強会

- ・ 国保事業費納付金・標準保険料率算定に係る市町村担当者向け勉強会の実施
- ・ 国や他都道府県に係る情報共有(随時)